

←封筒に貼って宛先としてご利用ください
←封筒に切手を貼ってください

福祉乗車券・福祉乗車証交付申請書(令和8年度分)

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所得状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。

なお、交付を受けたときは、福岡市福祉乗車券等交付規則の規定を遵守します。

交付
対象者フリガナ
氏 名生年
月日大正
昭和
平成
令和

年 月 日

(歳)

住 所

- ☐ 住所とは別に、書類の送付先を福岡市へ申し出て登録されている方で、送付先への送付を希望される場合は、送付先の住所を記入してチェック☑してください。
- ☐ 送付先が市外の場合、交付対象者の方が市内に在住されていればチェック☑してください。

電話番号

*日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

区 分

*該当する手帳にチェック☑してください。

- ☐ 身体障害者手帳(1級・2級・3級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳(1級)
- ☐ 療育手帳(A) ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 戦傷病者手帳

手帳番号

ご本人確認のため、手帳番号を記入してください。(数字部分のみ記載でも可)

所得の
状 況

*該当するほうにチェック☑してください。

☐ 住民税非課税

(注)・交付対象者が18歳未満である場合は、世帯員全員の所得状況により交付決定を行います。
・令和8年1月2日以降に本市に転入した人は、令和8年1月1日現在の住所地の市町村の令和8年度所得証明が必要です。

☐ 所得制限(200万円)未満※1

※1 給与所得、雑所得を有する場合は所得の合計額から10万円を控除した額が200万円未満

交付を
申請する
乗車券等

*希望の券種(1つだけ)にチェック☑してください。

- ☐ 交通用福祉ICカード
- ☐ タクシー助成券 ※福祉タクシー利用券をお持ちの方は選べません
- ☐ 福祉乗車証(地下鉄無料パス)
- ☐ その他共通利用券 ※以下の交通機関で利用できます
- ・福岡市営渡船
 - ・今宿姪浜線乗合バスなぎさ号
 - ・早良区大字西地区乗合タクシー
 - ・曲淵線乗合タクシー
 - ・チョイソコふくおか など

令和2年度以降に交付されたICカードを持っていますか?

1つだけチェック☑してください。

☐ 持っている→ポイントを付与します☐ 交付を受けていない→ICカードを郵送します☐ ICカードを紛失した※2

発行手数料(500円)を差し引いた額を交付します。

下の<同意事項>を必ず確認してください。

※2 <同意事項> 令和2年度以降に交付を受けたICカードを紛失したので、再交付を申請します。

発行手数料として交付額から500円減額されることを承諾します。なお、紛失したカードが見つかった場合は、残額がなくなった時点でカードを返還いたします。

職員記入欄

交付者氏名等

氏名

本人・同一世帯・親族(世帯外)・法廷代理人・()

確認書類

本人 手帳 ()

受取人 免許証・マイナンバーカード・パスポート・()

職員記入欄

福祉乗車券・福祉乗車証交付申請書（令和8年度分）

令和8年8月1日

【宛先】

〒812-8647

福祉乗車券等郵送受付センター 行

（住所の記載は不要です）

キリトリ

（あて先）福岡市長

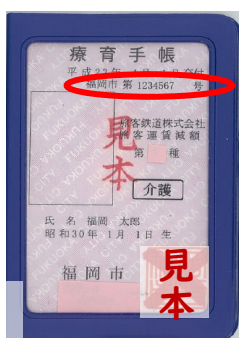
所得状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。

なお、交付を受けたときは、福岡市福祉乗車券等交付規則の規定を遵守します。

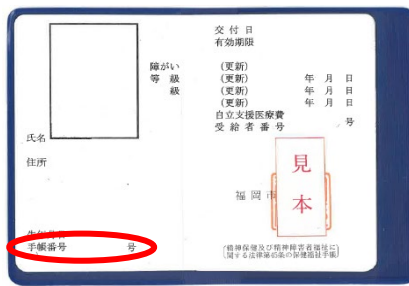
交付対象者	フリガナ 氏 名	フクオカ タロウ 福岡 太郎	生年 月 日	大正 昭和 平成 令和 21 年 1 月 1 日 (80 歳)	
	住所	福岡市中央区〇〇1丁目〇番〇号 福岡マンション〇号			
	☐ 住所とは別に、書類の送付先を福岡市へ申し出て登録されている方で、送付先への送付を希望される場合は、送付先の住所を記入してチェック☑してください。 ☐ 送付先が市外の場合、交付対象者の方が市内に在住されていればチェック☑してください。				
	電話番号	000-123-4567 *日中連絡が取れる電話番号を記入してください。			
区 分	*該当する手帳にチェック☑してください。 ☒ 身体障害者手帳 1 級 ・2 級・3 級 ☐ 精神障害者保健福祉手帳（1 級） ☐ 療育手帳（A） ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 戦傷病者手帳				
手帳番号	福岡市 第0000000001 号 ご本人確認のため、手帳番号を記入してください。（数字部分のみ記載でも可）				
所得の状況	*該当するほうにチェック☑してください。 ☒ 住民税非課税 (注)・交付対象者が18歳未満である場合は、世帯員全員の所得状況により交付決定を行います。 ☐ 所得制限（200万円）未満※1 ・令和8年1月2日以降に本市に転入した人は、令和8年1月1日現在の住所地の市町村の令和8年度所得証明が必要です。 ※1 給与所得、雑所得を有する場合は所得の合計額から10万円を控除した額が200万円未満				
交付を申請する乗車券等	*希望の券種（1つだけ）にチェック☑してください。 ☒ 交通用福祉ICカード 令和2年度以降に交付されたICカードを持っていますか？ ☐ タクシー助成券 ※ 福祉タクシー利用券をお持ちの方は選べません 1つだけチェック☑してください。 ☐ 福祉乗車証（地下鉄無料パス） ☒ 持っている→ポイントを付与します ☐ その他共通利用券 ※ 以下の交通機関で利用できます ☐ 交付を受けていない→ICカードを郵送します ・福岡市営渡船 ☐ ICカードを紛失した※2 ・今宿姪浜線乗合バスなぎさ号 発行手数料(500円)を差し引いた額を交付します。 ・早良区大字西地区乗合タクシー 下の＜同意事項＞を必ず確認してください。 ・曲淵線乗合タクシー など				



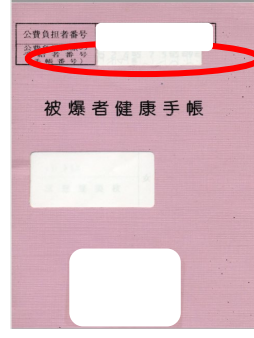
身体障害者手帳



療育手帳



精神障害者保健福祉手帳



被爆者健康手帳

注意事項

- ・ 年度途中で福祉乗車券・福祉乗車証の種類を変更することはできません。
- ・ ICカードを紛失した場合、交付額から500円を減額して交付します。
- ・ 対象の等級に該当しない手帳をお持ちで、70歳以上の方は「高齢者乗車券」の交付が受けられます。詳しくは下記問い合わせ先へお問い合わせください。

送付先・問い合わせ先

福祉乗車券等郵送受付センター（平日午前9時～午後5時）

電話 0120-368-300（通話無料） FAX 0120-368-350（問い合わせ専用）